

事業説明シート(概要説明書)

○事業の位置付け

事務事業名	教職員福利厚生事業	事業期間	
事業担当部・局、課、担当名	学校教育部 教育総務課 教職員担当	予算科目	01-100103-080000
総合計画の位置付け	基本目標 1 豊かな心をはぐくみ、よろこびとふれあいにあふれたまち ①<人間力> 一人一人の心のやさしさ、学ぶ意欲、生きる力をはぐくむ 5 基礎的な学力を身につけ、個性を伸ばす教育を充実する	対象・受益者	県費教職員
根拠法令	地方公務員法第42条、学校保健安全法第4条及び第15条、学校保健安全法施行規則、労働安全衛生法13条及び14条、労働安全衛生規則14条及び15条、平塚市立学校教職員安全衛生管理規程、平塚市立学校職員服務規程、補助金等の交付に関する規則、平塚市立学校教職員互助会補助金交付要綱	対象者数(全住民に対する割合)	教職員1,143人 間接的影響 児童・生徒20,304人(7.9%) (平成26年5月1日現在)
事業開始・継続の背景	昭和33年の学校保健法(当時)改正により、学校設置者による健康診断の実施が義務づけられ健康診断を開始しました。健康管理業務は、労働安全衛生法による産業医と安全衛生委員会の規定によります。子宮がん検診は、県立学校職員が子宮がん検診と乳がん検診を公費で受診できることと、重症化すると継続的な教育活動に支障があり児童生徒の損失につながるため、実施しています。身分証明書は平塚市立学校職員服務規程により平成19年度より作成し交付しています。平塚市立学校教職員互助会は昭和55年4月1日に設立され、教職員の保健・元気回復・その他厚生に関する事項について計画を樹立し互助共済及び福利厚生に関する事業を実施しています。教職員の保健、元気回復その他の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するため、平塚市立学校教職員互助会補助金を交付しています。		
目的・目標	県費教職員が良好な健康状態を保持し、また、適度なりフレッシュをすることにより、良好な学校教育が実現します。		

○事業の概要、年度別事業内容、事業費

(単位:千円)

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託業務名と委託先) 神奈川県予防医学協会、平塚市民病院、(株)コウヨウ、アマノ(株)	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助金名と補助先) 平塚市立学校教職員互助会補助金 平塚市立学校教職員互助会
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先)		<input type="checkbox"/> その他
事業の概要	教職員の保健及び元気回復等、福利厚生に関して計画を立案し、実施します。また学校教職員の健康診断を実施します。		
事業詳細	教職員健康診断は学校保健安全法施行規則に定められた項目を、8月に3日、1月に1日の日程で教育会館において集団検診を実施しています。子宮がん検診は11月に3日の日程で平塚市民病院において集団検診を実施しています。健康管理業務は学校教職員安全衛生委員会による安全衛生の推進・職場環境整備の推進・メンタルヘルス対策の推進・学校を会場に産業医による健康相談を実施しています。平塚市立学校教職員互助会補助金は、互助会の福利厚生事業に対し、補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で補助しています。		
上位施策(総合計画の施策)への貢献	学校教職員は授業や行事の日に休みを取ることが難しいため、不調を感じてもすぐに受診せず重症化してから顕在化する傾向があります。疾病により長期休業に入ると臨時的任用職員や非常勤講師で対応することになります。健康診断で疾病を早期発見し、健康相談会で心身の不調を相談することで、教職員の不安等を解消し心身の健康を保ち、平塚市の児童・生徒へ継続的で充実した教育活動を行うことができます。		

		平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算見込額	平成27年度 予算額	
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金				0	
	起債				0	
	その他 特財				0	
	一般財源	15,878	13,904		14,482	
事業費(A)		15,878	13,904	14,564	14,482	
事業費内訳 (平成26年度)		委託料：教職員健康診断 9,812,663円、子宮がん検診 1,480,290円、健康管理業務委託 1,134,000円、身分証明書作成委託 136,218円 負担金補助及び交付金：平塚市立学校教職員互助会補助金 2,000,000円				

○事業の実績

活動指標①	指標名	健康相談会実施回数				単位	回
	説明・算定式	健康相談会実施回数を活動指標とし、事業の規模を確認します。					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	目標				9		
	実績	8	8	8			
活動指標②	指標名					単位	
	説明・算定式						
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	目標						
	実績						
成果指標①	指標名	健康相談会に係る利用者からの評価				単位	
	説明・算定式	健康相談会に係る利用者からの評価（5段階評価）の平均値					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	目標				4		
	実績			4			
成果指標②	指標名					単位	
	説明・算定式						
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	目標						
	実績						
上記以外の成果							
平成26年度の主な取組と成果							
<p>教職員健康診断は人間ドック受診予定者を除く871人に実施しました。子宮がん検診は希望者147人に実施しました。健康管理業務は安全衛生委員会2回、安全衛生小委員会を7回、職場巡視（部活動見学含む）9回、健康相談会を8回実施しました。健康相談会の利用者は25年度の44人から40人とやや減少しましたが、参加者からは好評をいただき、早期相談による生活改善で健康の保持増進を図りました。身分証明書作成委託は基本項目を500枚、うち個人事項入りを111枚作成しました。</p> <p>平塚市立学校教職員互助会補助金は、人間ドック受診補助179万円をはじめとする福利厚生費、200名が集った音楽会等文化教養費、活動をより活性化するため広報紙を発行した広報費、ボウリング大会をはじめとする体育レクリエーション費、合計489万円に対して200万円を補助しました。なお、289万円は受益者負担金や会員から集めた会費から賄いました。</p>							

○事業分析

	項目	分析の視点	左記の視点に関する分析・課題の抽出	総合評価
事業分析	必要性	<input type="checkbox"/> 市民ニーズ <input type="checkbox"/> 事業目的の達成状況 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の必要性 <input checked="" type="checkbox"/> その他	健康診断は法令により義務付けられています。教職員が心身ともに健康で日々の教育活動にまい進することで、教育の継続性が保たれ教育の成果があがります。	●高 ○低
	有効性	<input type="checkbox"/> 上位施策への貢献 <input type="checkbox"/> 市民満足度を高める方策 <input checked="" type="checkbox"/> 継続による成果向上の可能性 <input type="checkbox"/> その他	教職員の生活習慣病等の早期発見・早期治療による健康管理に効果をあげています。教員は授業や行事のため受診が遅れがちですが、所属長による管理を徹底し、未受診者を防止しています。	●高 ○低
	妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の目的、対象、内容 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担、補助額 <input type="checkbox"/> 業務の執行体制(人員配置、業務分担) <input type="checkbox"/> その他	学校保健安全法施行規則で定められた項目について健康診断を実施し、法令に則り適正に運用されています。教職員互助会補助金については事業の1/2以上を受益者負担金や会費より賄っています。	●高 ○中 ○低
	効率性	<input type="checkbox"/> 業務プロセス改善による効率化の方策 <input checked="" type="checkbox"/> コスト削減の可能性 <input type="checkbox"/> 事業手法(民活の余地、事業形態の検討) <input type="checkbox"/> その他	健康診断日の精選と日数の削減を図り、1日あたりの受診者は増えましたが、問題は生じていません。 27年度は胃X線検査の日数を減じ、経費削減を図ります。	○高 ●中 ○低

今後に向けた課題の分析、課題に対する考え方

- ・健康診断等については、労働安全衛生法規則（省令）の一部改正によるストレスチェックの義務化や大量退職後の若年層の増大等による年齢構成の変化により、経費増が見込まれています。
- ・教職員の安全と健康を保持するとともに、快適な職場環境の形成を促進する必要があります。

○次年度以降の取組

平成28年度の取組方針

健康診断については教職員の年齢構成の変化及びストレスチェックの義務化により経費増が見込まれますが、胃X線検診の日数減により少しでも経費の節減に努めます。

○参考資料

比較参考値(他自治体での類似事業の例など)

別紙のとおり

平塚市の類似・関連事業(同一目的事業等)

平塚市職員に対する事業

- ①職員健康診断：実施 ②産業医・安全衛生委員会・健康相談会：実施（教職員向けは健康診断と同じ業者に委託し分析結果と留意点を安全衛生委員会で講演） ③市は職員メンタルヘルス総合支援業務委託を先行実施。県費教職員向けは28年度からの導入をめざし検討中。 ④福利厚生事業を平塚市職員共済会へ委託し、人間ドック受診者へ11,000円（上限）の助成及び文化・体育事業への助成を実施（互助会から人間ドック受診者への補助は5000円）

教職員福利厚生事業各市の状況

	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市	小田原市	大和市	秦野市
①平成27年度の教職員福利厚生事業全体の市の予算規模	約1500万円	約2300万円	約1040万円	約1300万円	13,493,224円 (教職員互助会の予算規模)	約1080万円
② ①の主な支出内容	定期健康診断 産業医による健康管理 子宮がん検診 平塚市教職員互助会への補助金など	定期健康診断 教職員福利厚生会 医師による健康管理 など	定期健康診断 産業医(2校に配置) 厚木・愛甲教職員厚生会への交付金	定期健康診断 約1030万円 人間ドック受診助成、メンタルヘルスチェック助成 約270万円	福利厚生費 文化教養費 保健体育費	定期健康診断 産業医による健康管理 子宮がん検診 教職員互助会への補助金など
③ ①のうち教職員互助会への補助金額	200万円	737.9万円 (湘南教職員福利厚生会)	約320万円	補助金ではなく委託事業費として270万円	155.7万円	250万円
④ 教職員互助会への補助金額の推移	平成15年度 857万円 平成20年度 443万円 平成25年度 200万円	平成20年度 902.4万円 平成25年度 752.9万円	平成15年度約560万円 平成20年度約450万円 平成25年度約320万円	平成25年度280万円 平成26年度280万円 平成27年度270万円 (いずれも予算額)	平成20年度1101.7万円 平成22年度 837万円 平成23年度320.6万円 平成24年度277.6万円 平成26年度159万円	平成15年度約548万円 平成20年度約360万円 平成25年度約250万円
⑤教職員互助会事業のうち補助金を支出しているもの	・福利厚生(スポーツ観戦補助、遊園地補助、映画鑑賞補助、人間ドック受診補助など) ・文化教養(茶道、生花、書道、陶芸教室、旅行など) ・広報(広報誌発行) ・体育レクリエーション(ボウリング、船釣り、ウインターバケーションなど)	・事務局費 ・文化事業費(美術展、芸術鑑賞会など) ・体育事業費(バレーボール、ポーリング、地引網など) ・厚生事業推進費(ゴルフ教室、テーブルマナー教室など) ・施設利用事業費(野球観戦、鍼灸マッサージ補助)	人間ドック助成 予防接種受診助成 Dr.相談	人間ドック受診助成 メンタルヘルスチェック助成	保健体育費(人間ドック助成、健康増進助成)	福利厚生:宿泊費補助 健康増進:人間ドック助成 文化教養:市文化会館事業のチケット代補助、バスツアー(観劇等) 広報:広報誌発行 体育レクリエーション:ボウリング大会、スポーツ大会参加費補助、バスツアー(トレッキング、潮干狩り等)

県費負担教職員と平塚市職員との福利厚生状況の比較

(単位:円)

	県費負担教職員					平塚市職員			
	平塚市互助会	中地区互助会	県教育福祉振興会	公立学校共済組合	備考		共済会	神共済組合	備考
出産祝い金	10,000					出産祝い金	20,000		
入学祝い金	5,000					入学祝い金	10,000		
卒業祝い金	5,000					卒業祝い金	10,000		
結婚祝い金			20,000			結婚祝い金	30,000		
子の結婚祝い金	5,000					子の結婚祝い金			
療養見舞金	10,000～30,000					療養見舞金	15,000		
特別療養見舞金						特別療養見舞金	給料の6分の1		半年間
葬祭費補助	10,000					葬祭費補助			
15年勤続	10,000	20,000				20年勤続	100,000		
25年勤続	20,000	30,000				30年勤続	150,000		
永年勤続(55歳)	20,000	70,000				永年勤続(55歳)			
校内福利厚生	2,000					会員親睦補助	2,000		
退会記念品		30,000	記念品			退会記念品	50,000～100,000		
弔慰金			10,000～165,000			弔慰金	10,000～500,000		
災害見舞金			40,000～200,000			災害見舞金	10,000～500,000		
遺児育英資金			1,000,000～1,300,000			遺児育英資金			
人間ドック補助	※1 5,000			※2 27,000～40,000		人間ドック	11,000	契約金額の50%	

※1 福利厚生事業費より支出

※2 脳ドック 27,000 一般人間ドック 30,000 PET検診 40,000(脳ドック・PET検診は指定年齢あり)

平塚市立学校教職員互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条9号に基づき、教職員の保健、元気回復その他の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するため、平塚市立学校教職員互助会補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 市長は、平塚市立学校教職員互助会に対して、各種事業に係る経費について補助する。

(補助対象外経費)

第3条 次の経費は、補助対象外経費とする。

- (1) 総会・理事会等の会議費
- (2) 飲食費（ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く。）
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 運営安定のための積立金
- (8) その他特定目的のための積立金

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、市の会計年度内に、平塚市立学校教職員互助会補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、平塚市立学校教職員互助会補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、市長の指示に従い、補助金の支払を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の5月31日までに、平塚市立学校教職員互助会補助金事業実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(変更交付決定及び補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の実績報告の確認の結果、補助金額が対象経費の2分の1を超えることとなった場合には、補助金額の変更を決定することができる。補助金額の変更を決定した場合は平塚市立学校教職員互助会補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。既に補助金を交付し差額が生じる場合は、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、平塚市立学校教職員互助会補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成29年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

平塚市立学校教職員互助会規約

第1章 総 則

(名称および事務局の所在地)

第1条 この会は、平塚市立学校教職員互助会(以下「互助会」という)と称し、事務局を平塚市教育委員会内に置く。

(目 的)

第2条 互助会は、会員相互の親睦と扶助の精神に基づいて互助共済及び福利厚生に関する事業を行い、もって会員の福祉の増進と学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(会員・準会員の範囲)

第3条 互助会の会員・準会員となることのできる範囲は、次の各号に定める者とする。

- (1) 会員は、平塚市立学校に勤務する県費負担教職員。ただし、臨時的任用および非常勤の教員を除く
- (2) 準会員は、平塚市立学校を退職した県費負担教職員、並びに平塚市立学校に勤務する臨時的任用職員、非常勤講師。ただし、準会員が利用できる事業は、文化部の各教室に限る
- (3) 前号に規定する者のほか、理事会が認めた者

(資格の取得)

第4条 会員になろうとする者は、会長に加入の申し込みをしなければならない。

2 会員の資格は、前項の申し込みをしたときに取得するものとする。

(資格の喪失)

第5条 会員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その日の翌日から会員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 平塚市教育委員会の所管に属する学校以外の機関に勤務換えになったとき
- (4) 脱会の申し出をしたとき

(事 業)

第6条 互助会は、第2条に規定する目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 文化・教養に関すること
- (2) 保健・体育に関すること
- (3) 福利厚生に関すること

- (4) その他第2条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会 費

(会 費)

第7条 会員は、会の事業に要する経費として毎月会費を負担する。ただし休職(組合専従を除く)及び育児休業等の事由によりその月の給料の全額支給がされない場合は給料の全額が支給されない期間会費の納入を免除する。

2 会費を納入する期間は、入会日の属する月から退会日の属する月まで月単位に納入する

3 準会員は、会の文化部等事業に要する経費として毎年会費1000円を負担する。

(会費の額及び算定基礎)

第7条の2 前条の規定により会員が毎月負担する会費の額は、会員の給料月額(教職加算額を含む)に給料の調整額及び教職調整額を加えた額(以下「基礎月収額」という)に1,000分の3を乗じて得た額とし、円未満の端数は、切り捨てる。

2 前項に規定する基礎月収額は、毎月初日現在の額とする。

(基礎月収額の特例)

第7条の3 休職、休業、停職又は減給の処分を受けたことに伴い、給料の一部を減額された者の会費は、当該休職、休業、停職又は減給の処分を受けなかったものとした場合の基礎月収額により算出するものとする。

(会費の納入)

第7条の4 会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、会費を納入するものとする。

(1) 県費負担教職員給与支給機関の長が学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第7条に規定する給料の支給定日(以下「給料支給定日」という)に給料から会費に相当する金額を控除してその金額をその者に代り納入する。ただし給与支給機関の長が給料から会費に相当する金額を控除することができなかつたときは会から送付された納付書により直接本人が納入する。

(2) 県費負担以外の者は、互助会が別に指定する金融機関に預金口座を設定し給料支給日までに預金し、当該機関と自動振替契約を締結して納入する。

第3章 役員及び職員

(役員)

第8条 互助会に次の各号に掲げる役員を置く

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 評議員 | 各校1人 |
| (4) 監事 | 2人 |
| (5) 理事 | 8人以内 |

(会長及び副会長)

第9条 会長は平塚市立小、中学校長会を代表する者を、副会長は平塚市立小、中学校管理職会を代表する者及び中地区教職員組合を代表する者(平塚市立学校に勤務する教職員に限る)をもって充てる。

2 会長は、互助会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時は、その職務を代理する。

(評議員)

第10条 評議員は、各校会員のうちから1人を選出する。

2 評議員は他の役員を兼ねることができない。

3 評議員は、評議員会に出席し、会務を審議するとともに互助会事業の連絡処理にあたる。

(監事)

第11条 監事は、前条2項の規定にかかわらず評議員のうちからこれを選出する。

2 監事は、毎年1回以上互助会の事務及び会計を監査し、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事)

第12条 理事は、会員のうちから次の各号に掲げる選出区分ごとに選出する。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 校長会・教頭会 | 2人 |
| (2) その他の会員 | 6人以内 |

2 理事は、理事会に出席し、会務を処理する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、前項の規定にかかわらず任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間引き

続きその職務を行うものとする。

(事務局の設置等)

第14条 互助会に事務局を置き、次の各号に掲げる職員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 事務局長 | 1人 |
| (2) 事務局次長 | 2人以内 |
| (3) 書記 | 若干名 |
| (4) 専従職員 | 若干名 |

2 会長は、前項各号の職員の他、必要があるときは、臨時職員を置くことができる。

3 事務局長、事務局次長及び書記は、平塚市教育委員会の教職員の福利厚生を担当する課等の職員をもって充てる。

4 専従職員及び臨時職員は、会長が任免する。

(職員の職務等)

第15条 事務局長は、会長の命を受け、互助会の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記及び専従職員は、上司の命を受け、互助会の事業に従事する。

3 専従職員及び臨時職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、別に定める。

第4章 評議員会及び理事会等

(評議員会の招集)

第16条 評議員会は、評議員をもって構成し、会長が必要と認めたとき又は評議員の3分の1以上の請求があったときは会長が召集する。

(評議員の決定事項)

第17条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を議決しなければならない。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 規約及び細則制定又は改廃に関すること |
| (2) 事業計画及び予算の決定並びに決算の認定に関すること |
| (3) その他会長が特に重要と認める事項に関すること |

(理事会の招集等)

第18条 理事会は、理事をもって構成し必要のつど会長がこれを召集し、互助会の運営上必要な事項を処理する。

(議長及び副議長)

第19条 評議員会及び理事会に議長及び副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員又は理事の互選による。

3 議長は、評議員会又は理事会の会議を総理する。

4 副議長は議長を補佐し議長が事故あると

き又は議長が欠けた時はその職務を代理する。
(会 議)

第20条 評議員会及び理事会は、評議員又は理事の定数の2分の1以上の出席でなければ会議を開くことができない。

2 評議員会及び理事会の議事は、出席評議員又は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補助機関)

第21条 第6条に掲げる事業を処理するため理事会に次の補助機関を置く。

- (1) 文化 部 文化・教養に関すること
- (2) 体 育 部 保健・体育に関すること
- (3) 福利厚生部 福利厚生に関すること
- (4) 広 報 部 広報に関すること

2 前項の部に部長及び部員若干人を置き部長は会長が理事のうちから選任し、部員は会員のうちから部長が推薦し、会長が任免する。

(専決処分)

第22条 会長は、評議員会を開くことができない時又は評議員会を招集することができない時は、第17条に規定する事項について理事会に諮った上で、専決処分をすることができる。

2 会長は、前項に規定する処理については、次の評議員会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 給 付

(給 付)

第23条 互助会は、会員又はその家族に対し、各号に掲げる給付を行う。

- (1) 祝 金
- (2) 見舞金
- (3) 補助金
- (4) ライフサイクルプラン支援金

2 前項各号の給付の範囲、給付額、支給手続等に関し必要な事項は、細則で定める。

(給付の時効)

第23条の2 給付を受ける権利は給付事由が生じた日から2ヵ年以内に請求しなければならない

附 則

- 1 この規約は、昭和55年4月25日から施行し昭和55年4月1日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず昭和55年5月末日までに加入の申し込みをした者の会員の資格は、昭和55年4月1日に会員の資格を取得したものとみなす。
- 3 昭和55年4月分の会費は第7条第1項の規定にかかわらず、昭和55年5月分の会費と併せて納入するものとする。

附 則

消滅するものとする。ただし、休会期間については、時効は停止されるものとする。

第6章 会 計

(経 費)

第24条 互助会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってこれに充てる。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第25条 互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(基 金)

第26条 互助会は、一般会計補填基金等として毎年度予算の定めるところにより基金を積立てることができる。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。

3 基金から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

4 会長は、基金に関する調書を毎年1回評議員会に提出しなければならない。

第7章 雑 則

(事務の委嘱)

第27条 会長は会務を処理するため必要があるときは、これを会員に委嘱することができる。

(役員等の旅費)

第28条 役員及び前項の規定による会員等が互助会業務のため旅行した時は旅費を支給する。

2 旅費の支給については、市職員の例に準じ別に定める。

(委 任)

第29条 この規約の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

この規約は昭和 56 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は議決の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
ただし第 15 条第 3 項の改正規定は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

平成元年 1 月 31 日改正、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 8 年 3 月 8 日改正、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 11 年 3 月 1 2 日改正、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 18 年 2 月 1 0 日改正、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 19 年 5 月 22 日改正、平成 19 年 4 月 1 日遡及適用する。

附 則

この規約は議決の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から遡及適用する。

平塚市立学校教職員互助会規約施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、平塚市立学校教職員規約（以下「規約」という。）第23条第2項及び第29条の規定に基づき、規約の施行について必要な事項を定めるものとする。

(加入手続)

第2条 会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出しなければならない。

(会員の子の結婚祝金)

第3条 会員の子が結婚したときは、結婚祝金として5,000円を支給する。

(出産祝金)

第4条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金として10,000円を支給する。ただし、死産の場合を除く。

(就学、義務教育修了祝金)

第5条 会員の子が小学校に入学したとき又は中学校を卒業したときは、就学又は義務教育修了祝金として5,000円を支給する。

(療養見舞金)

第6条 会員が傷病のため長期の療養休暇を要するときは、同一傷病につき年度一回限り、次の各号に定めるところにより療養見舞金を支給する。

(1) 引き続き30日以上60日未満療養休暇を要したとき 10,000円

(2) 引き続き60日以上90日未満療養休暇を要したとき 20,000円

(3) 引き続き90日以上療養休暇を要するとき 30,000円

(葬祭補助金)

第7条 会員又はその家族が死亡したときは、葬

祭補助金として10,000円を支給する。ただし、家族とは配偶者（戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定に基づく届出のないものを除く。）実父母、養父母、同居の義父母及び子とする。

(ライフサイクルプラン支援金)

第8条 会員が満55歳になる年度には、ライフサイクルプラン支援金として20,000円を支給する。

(退会手続)

第9条 会員が規約第5条第1号及び第2号の理由により退会したときは、退会届を会長に届け出なければならない。

(平塚市永年勤続祝金)

第10条 会員が勤続25年に該当した場合は20,000円を平塚市永年勤続祝金として支給する。2 勤続25年については、県の永年勤続表彰者をもってあてることとする。

(校内福利厚生事業補助)

第12条 会員が学校全体参加によるレクリエーション事業、各種体育事業及び文化事業等に参加したときは、福利厚生事業補助金として、会員に年1回各2,000円を支給する。

(人間ドック受診補助)

第13条 会員が教職員人間ドック及び脳ドック、割引人間ドックを受診したときは、受診補助金として、対象会員に年1回上限5,000円を支給する。

(届 出)

第14条 会員または会員の遺族は、第2条から第9条まで及び前5条の事項に該当するときは、次の様式によって届け出なければならない。ただ

し、会員の死亡の場合は、その所属する学校の評議員において届け出ることを妨げない。

(1) 第2条に該当するとき

加入申込書 (第1号様式)

(2) 第3条に該当するとき

結婚届(会員の子) (第2号様式)

(3) 第4条に該当するとき

出産届 (第3号様式)

(4) 第5条に該当するとき

入学・卒業届 (第4号様式)

(5) 第6条に該当するとき

療養休暇届 (第5号様式)

(6) 第7条に該当するとき

死亡・家族死亡届 (第6号様式)

(7) 第8条に該当するとき

ライフサイクルプラン支援金交付申請書 (第7号様式)

(8) 第9条に該当するとき

退会届 (第8号様式)

(9) 第10条に該当するとき

永年勤続祝金届 (第9号様式)

(10) 第12条に該当するとき

校内厚生活動費交付申請書 (第10号様式)

(11) 第13条に該当するとき

人間ドック受診補助交付申請書 (第11号様式)

(委 任)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この施行細則は、昭和55年4月25日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 昭和55年4月1日に会員であって、昭和55年4月2日から昭和56年3月31日までに規約第5条第1号、第2号及び第3号の理由により退会した者の在会年数は、第9条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この施行細則は、昭和56年3月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この施行細則は、議決の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 昭和59年4月1日現在会員であり、平塚市立学校(共同調理場を含む)に21年以上勤務している者については、この施行規則第12条の規定を準用して、永年勤続記念品を支給する。この場合においては、別に定めるところにより59年度から63年度までの間において支給するものとする。

附 則

- 1 この施行細則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年4月1日から平成5年3月31日までの間に退会した者に係るこの細則による改正後の平塚市学校教職員互助会規約施行細則(以下「改正後の規約施行細則」という。)第8条第1項の規定の適用については、同項中「1,000分の20」とあるのは、次の表の上欄に対応する同表の下欄に掲げる割合とする。

退 会 の 日	昭和 62 年 4 月 1 日 から昭和 63 年 3 月 31 日までの間	昭和 63 年 4 月 1 日 から平成元年 3 月 31 日までの間	平成元年 4 月 1 日か ら平成 2 年 3 月 31 日までの間	平成 2 年 4 月 1 日か ら平成 3 年 3 月 31 日までの間	平成 3 年 4 月 1 日か ら平成 4 年 3 月 31 日までの間	平成 4 年 4 月 1 日か ら平成 5 年 3 月 31 日までの間
割合	1,000 分の 26	1,000 分の 25	1,000 分の 24	1,000 分の 23	1,000 分の 22	1,000 分の 21

附 則

- 1 この施行細則は、平成元年 1 月 31 日改正、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成 5 年 6 月 28 日改正、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成 8 年 5 月 15 日改正、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 8 年 4 月 1 日現在会員であり、平成 4 年度までにすでに勤続 30 年を経過していた会員、また平成 5 年度より平成 7 年度の間勤続 20 年及び 30 年に該当する会員のうち未申請の対象者については、平成 5 年 4 月 1 日施行の細則第 11 条の規定を準用して、永年勤続記念品を支給する。
この場合においては、平成 8 年度のみ措置として扱う。

附 則

- 1 この施行細則は、平成 11 年 3 月 12 日改正、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成 19 年 3 月 12 日改正、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成 25 年 2 月 26 日改正、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

主要事業計画(案)

部 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文化部	※各教室開催3月まで	書道教室 12日 生花教室 13日	書道教室 2日 家族旅行	書道教室 7日 生花教室 1日 第1回文化部会 第1回陶芸教室 30日		書道教室 1日		書道教室 10日 生花教室 4日 第2回陶芸教室 5日 第1回絵手紙教室 20日 第2回絵手紙教室 27日 写真教室	書道教室 1日 生花教室 21日 第3回絵手紙教室 11日 家族旅行	書道教室 12・26日 第3回陶芸教室 14日 第2回文化部会	文化展(18日～21日) 音楽会 19日 各部出展品搬入・搬出 書道教室 2日 生花教室 18日 写真教室	書道教室 1日 生花教室 2日
体育部				第1回体育部会	ゴルフ 14日・15日		第2回体育部会 船釣り 17日		第3回体育部会	ボウリング大会 (15日・22日)	ウィンターパケーション	
福利厚生部	・プロ野球入場券幹旋		・遊園地パスポート 引換券幹旋	第1回福利厚生部会				映画鑑賞券幹旋 「万葉の湯」入館料幹旋	・・・・・・(有効期間 12/1～3/31)・・・・・・			
..... ※ 随時、各種講演チケット幹旋												
広報部				第1回広報部会		第2回広報部会	互助会だより発行	第3回広報部会			第4回広報部会	互助会だより発行
..... 取材活動 編集会議												
事務局	入会者事務	会計監査 8日 理事会 20日 評議員会 20日 役員等委嘱	中地区 事務担当者会議								理事会 評議員会 文化展 音楽会 H28年度予算編成	退職者事務
..... 各種福利厚生給付金事業事務等												
	H26年度決算											

II 【H27 福利厚生事業会計 歳入】

款・項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
①補助金		2,000,000	2,000,000	0	
②繰入金		2,337,000	2,381,000	△ 44,000	
③諸収入		0	0	0	
合 計		4,337,000	4,381,000	△ 44,000	

II 【H27 福利厚生事業会計 歳出】

款・項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
①福利厚生費		2,460,000	2,370,000	90,000	人間ドック受診補助等
②文化教養費		912,000	1,016,000	△ 104,000	
③広報費		585,000	605,000	△ 20,000	
④体育レクレーション費		380,000	390,000	△ 10,000	
合 計		4,337,000	4,381,000	△ 44,000	

※ 平塚市立学校教職員互助会の会計は、以下の2つの会計から成りたっています。

I 一般会計・・・互助会会員の会費

II 福利厚生事業会計・・・市からの補助金

平成27年度平塚市立学校教職員互助会福利厚生事業歳入予算内訳書

歳入

(単位:円)

款・項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
① 補助金		2,000,000	2,000,000	0	
	1 福利厚生事業補助金	2,000,000	2,000,000	0	市補助金
② 繰入金		2,337,000	2,381,000	△ 44,000	
	1 繰入金	2,337,000	2,381,000	△ 44,000	一般会計会費からの繰入金
③ 諸収入		0	0	0	
	1 預金利子	0	0	0	
合 計		4,337,000	4,381,000	△ 44,000	

平成27年度平塚市立学校教職員互助会福利厚生事業歳出予算内訳書

歳出

(単位:円)

款・項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
① 福利厚生費		2,460,000	2,370,000	90,000	
	1 厚生費	2,460,000	2,370,000	90,000	プロ野球観戦入場料補助 20,000 遊園地入園料・乗物券補助 500,000 映画鑑賞補助 50,000 人間ドック受診補助 1,800,000 福利厚生施設入場料補助 90,000 合計 2,460,000
② 文化教養費		912,000	1,016,000	△ 104,000	
	1 文化教養費	912,000	1,016,000	△ 104,000	華道教室 67,000 書道教室 120,000 写真教室 60,000 絵手紙教室 35,000 陶芸教室 60,000 家族旅行 450,000 音楽会 100,000 文化展 20,000 合計 912,000

平成27年度平塚市立学校教職員互助会福利厚生事業歳出予算内訳書

歳出

(単位:円)

款・項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
③ 広報費		585,000	605,000	△ 20,000	
	1 広報費	585,000	605,000	△ 20,000	広報紙「スポワール」発行費用 580,000 事務費 5,000 合計 585,000
④ 体育レクリエーション費		380,000	390,000	△ 10,000	
	1 体育レクリエーション費	380,000	390,000	△ 10,000	ゴルフ教室 50,000 船釣り 60,000 ボウリング 150,000 ウィンターバケーション 120,000 合計 380,000
	合計	4,337,000	4,381,000	△ 44,000	

予算歳入	4,337,000
予算歳出	4,337,000
	0